

富士山後世継承事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、世界遺産富士山の顕著な普遍的価値を後世に継承するため、静岡県内の富士山域のうち五合目より上方の区域において富士山後世継承事業を行う市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の地方公共団体の組合（都道府県の加入するものを除く。）を含む。以下本則及び別表に同じ。）、行政関係団体、民間事業者及び非営利団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「五合目より上方の区域」とは、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、知事が認めた場合は、これ以外の区域も含むものとする。
 - ア 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1号に規定する富士箱根伊豆国立公園のうち、富士山地域（以下「富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）」という。）の特別保護地区であること。
 - イ 富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の第1種特別地域のうち、御殿場市中畑の富士山北山国有林499林班又は小山町須走の木ノ根坂国有林500林班の区域内であること。
 - ウ 御殿場市中畑西沢2110-10又は2111-1地内のうち、御殿場市営駐車場から富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）の第1種特別地域に至る区域内であること。ただし、御殿場ルートに登山道又は下山道以外の区域を除く。
- (2) この要綱において「富士山後世継承事業」とは、富士山の環境保全、登山者の安全対策、富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 新規事業であること。ただし、新規事業とは、同一の補助対象事業者が、事業実施初年度より前の3年以内に実施した事業と著しく類似したものではない事業をいう。
 - イ 既存事業の拡充に係る事業であること。ただし、既存事業の拡充に係る事業とは、事業実施の前年度以前に実施している事業を拡充したものであって、事業を実施する年度より前の3年間の事業に対して、その事業の効果を増大させるものをいう。
- (3) この要綱において「市町」とは、五合目より上方の区域に行政区域をもつ地方自治体をいう。
- (4) この要綱において「行政関係団体」とは、富士山をいつまでも美しくする会及び富士山ネットワーク会議をいう。
- (5) この要綱において「民間事業者」とは、登山道開通期間に五合目より上方の区域に常設の拠点を持つ事業者又はこれらの事業者を中心として構成された組織であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (6) この要綱において「非営利団体」とは、行政庁の認証を受けている特定非営利活動法人であって、次

に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 行政庁に登録している主たる事務所の所在地が、県内であること。

イ 五合目より上方の区域で補助金を申請する年度より前の3年以上前から富士山の環境保全、登山者の安全対策、富士山の顕著な普遍的価値の情報提供に資する事業を実施していること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

第3 補助の対象及び補助率（額）

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
1 トイレの整備	トイレの整備に要する経費	補助対象経費（当該事業に要する経費から国、地方公共団体及び民間団体等からの補助金又は交付金等を控除した金額。以下「補助対象経費」という。）の5分の4以内。 ただし、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
2 救護所の運営	救護所の運営に要する経費。ただし、平成26年度において、富士山衛生センター運営事業費補助金の補助対象となっていた事業については、開設期間が26日目以降に係る経費に限る。	補助対象経費の10分の10以内。 ただし、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
3 上記以外の事業	報酬、賃金（正社員又は常勤職員に係る賃金を除く。）、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費その他知事が認める経費	補助対象経費の10分の10以内。 ただし、自己の財産形成に資する事業については、2分の1以内。 なお、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ただし、補助上限額は1事業あたり1,000万円以内とする。

第4 交付の申請

補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 補助金所要額調書（様式第2号）

ウ 事業計画書（様式第3号）

エ 収支予算書（様式第4号）

オ 資金状況調べ（様式第5号）ただし、概算払を申請しないときは不要とする。

カ 補助対象経費に係る見積書

キ 事業実施予定場所の位置図

ク 第3の新規事業又は既存事業の拡充について、事業を実施する年度より前の3年間の各年度の実績がわかる資料

ケ その他知事が必要と認める書類

- 2 交付申請に当たり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した補助金事前着手届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（総事業費20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第6号）

イ 補助金変更所要額調書（様式第2号）

ウ 変更事業計画書（様式第3号）

- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ 補助対象経費に係る見積書
- カ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第7号）
 - イ 補助金収支精算書（様式第2号）
 - ウ 事業実績書（様式第3号）
 - エ 収支決算書（様式第4号）
 - オ 補助対象経費に係る領収書の写し
 - カ 事業実施場所の位置図
 - キ 写真（事業の実施前及び実施後の状況がわかるもの）
 - ク その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
 - 請求書（様式第8号）
- (2) 提出期限
 - 補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

- 提出書類 各1部
 - ア 概算払請求書（様式第8号）
 - イ 資金状況調べ（様式第5号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。